

第7回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成16年9月24日（金）13：30～15：52

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 全学教育に関する履修規程の整備について

議長から、全学教育に関する履修規程の整備について審議の提案があった。

引き続き、理事（人事・教育担当）から、今回の履修規程の整備は、全学教育の考查において不正行為を行った学生の取扱いに関し必要な事項を定めること、また外国語技能検定試験の成果に係る学修を全学教育の単位として認定できるようにする旨の趣旨説明があった後、①長崎大学全学教育履修規程、②長崎大学における夜間主コースの全学教育の履修に関する規程の改正理由及び改正内容については資料2-1及び資料2-2に基づき、③長崎大学における全学教育の考查に係る学生の不正行為の取扱いに関する細則、④長崎大学における外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則、⑤長崎大学における夜間主コースの外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の制定理由及び規定内容については資料2-3から資料2-5に基づいて、それぞれ説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、審議の過程で、大要次のような意見交換があった。

- 外国語技能検定試験等の成果に係る学修に関して、本学在学中又は本学入学前のいずれの場合も全学教育の授業科目の単位として認定するのか。
- △ 本学在学中及び入学前のいずれの場合も、全学教育の授業科目の単位として認定可能である。
- 外国語技能検定試験等の成果の単位認定制度を設けたことを学生に周知するとともに、これらの試験等の受験を希望する学生に対するサポートシステムの構築が重要であると考えられるが、教務委員会におけるその検討状況について説明願いたい。
- △ 具体的なサポート体制等については、今後、教務委員会で検討したい。
- この制度により取得した単位と履修科目の登録の上限との関係はどうなるのか。
- △ 履修科目の登録の上限の単位の中には加えないとの取扱いを、教務委員会で確認している。

(2) 平成17年度学園祭実施に伴う臨時休業措置について

議長から、平成17年度学園祭実施に伴う学園祭日程及び臨時休業措置について審議の提案があった後、理事（人事・教育担当）から、本件について資料3に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

(3) 情報メディア基盤センターの設置について

議長から、情報メディア基盤センターの設置について審議の提案があった。

引き続き、理事（社会貢献・情報担当）から、「長崎大学高度情報化推進に関する提言」を今後の本学における高度情報化を推進するための指針とし、これに則って情報関係の施策を進めることができるとの経過説明があった後、この提言を受けて情報政策委員会において策定した情報メディア基盤センターの設置案について、資料4-1に基づき説明があった。次いで、本センターの設置準備について、資料4-2に基づき説明があった後、本センターの設置が了承された場合の当該センターの設置準備委員会については、総合情報処理センター計画委員会がその任に当たることとし、同委員会には学長指名の委員を加えた形で組織したい旨の説明があった。

これに対し、大要次のような意見交換があった。

- 情報メディア基盤センターの組織については、機動的で効率的な組織にする必要がある。
- △ 中期目標・中期計画を達成するために、本学では高度情報化を図っていく必要があり、本センターの教員組織については、今後3~5年の間に本学で最も必要な部門を取りまとめて組織したもので、現時点では合理的であると判断している。
- 資料4-1の3頁の「兼務教員を専任化するなどして、情報基盤の強化を図ることが望まれる」との記載について、説明願いたい。
- △ 本件については、兼務教員6人全員を専任化することではなく、今後、本センターの概算要求等を行っていく上で説得力のある組織を作る必要があり、本学の更なる高度情報化のために、少なくとも1~2人の兼務教員のポストを専任化していく必要があると考えている。
- 本センターには、状況に応じて最適なスキルを持った要員を、弾力的に、目的に沿った形で配置することが大事であり、これらの要員の配置により機動的で効率的な組織となるのではないか。
- △ 兼務教員については任期を2年程度とし、その時々に必要な課題に対応できる人材を配置することとしたい。また、兼務教員のポストを専任化した場合は、任期制の導入を考えており、その時々の状況に応じ必要な人材を求めることしたい。
- 本センターを設置するに当たっては、予算的な面の検討も必要と考えられるので、設置準備委員会には財務関係者を加える必要があると思う。
- △ 必要があれば、学長が必要と認めた者として財務関係者を委員会に加えることとしたい。
- 資料4-1の3頁の組織図中、情報基盤部門に教授（専任）を配置するというのは認められているのか。
- △ 今後、教授の配置を含め全学的な合意を得た上で組織の充実を目指していきたいと考えている。
- 本センターの組織に関して、センターの充実を図るために、助手ではなく、講

師、助教授などを配置する必要があるのではないか。

- △ 先行して設置されている他大学の情報メディア基盤センターにおいては、各部門には専任教員が配置されており、本学においてもそれを目指しているが、現時点では教員定員の捻出が困難であるので、時間をかけて改善していきたいと考えている。
- 資料の審議日程を見る限り、兼務教員の選考に関して各部局の教授会で議論する必要はないのか。
- △ 各部局で行う本務の業務との関連もあるので、兼務教員として兼務を認める際には部局教授会での審議は必要であると思う。兼務教員の業務内容等については、学長又は担当理事から具体的に明示して、関連の部局との情報交換を行い、部局からの支援体制が得られるようにしていきたい。

以上のような意見交換の後、議長から、情報メディア基盤センターを設置するに当たっては、①本学の教育・研究等の高度情報化への課題に対応するための支援組織としての役割を明確にすること、②兼務教員については、関係する部局等の支援を得るために、具体的な業務内容等を明確にすること、③情報基盤の整備のための教員ポストについては、弾力的な人員の配置の検討を行う旨の説明があり、審議の結果、情報メディア基盤センターを設置すること、及び本センター設置準備委員会については総合情報処理センター計画委員会がその役割を担うことが了承され、本日意見があつた問題点については、今後、設置準備委員会において検討することとなつた。

(4) 環東シナ海海洋資源研究センター（仮称）の設置について

議長から、環東シナ海海洋資源研究センター（仮称）の設置について審議の提案があつた後、本センターの設置に関する経緯等、設置準備委員会の構成、任務等、研究課題（プロジェクト）策定のための作業部会などについて、追加資料に基づき説明があつた。

これに対し、資料の【IV】2) の他学部および学内共同施設等教員の記載については、長崎大学の将来構想として大学院がどうあるべきかという大きな観点から検討していく方が学内の理解を得やすい旨の意見があり、議長から、この部分については、2) を【V】と訂正し、一部表現を整備した上で、本学の学内教職員ホームページや学報に学長提案として掲載する旨の説明があつた。

引き続き、本センターの設置に関し審議した結果、本センターの新設及びセンター新設のための準備委員会の設置等については大筋了承され、更に本センターの設置に向けて検討を進めることとなつた。

4 報告事項

(1) 平成17年度収入・支出概算要求書について

理事（財務担当）から、文部科学省へ提出した平成17年度収入・支出概算要求書

について資料5-1に基づき説明があり、併せて、平成17年度概算要求に係る重点事項の概要として、特別教育研究経費等及び特殊要因経費について資料5-2に基づき説明があった。

次いで、平成17年度概算要求（施設整備事業）の文部科学省における選定結果について、資料5-3に基づき説明があった。

なお、配付資料は、財務省の査定を受けていない段階であるので、資料の取扱いについては注意願いたい旨の依頼があった。

(2) 科学研究費補助金について

理事（研究・国際交流担当）から、科学研究費補助金に関して、申請率100%を目指し、より多くの研究費を獲得願いたい旨の要請があった後、学術国際課長から、科学研究費補助金の制度、応募状況、不正使用に対する措置、内部監査の実施等について、資料6に基づき説明があった。

なお、理事（研究・国際交流担当）から、科学研究費補助金の申請に関しては、何らかの形で予算に反映させたいと考えており、その可能性を探っていきたい旨の説明があった。

(3) その他

ア 海外先進教育研究実践支援プログラムの審査結果について

理事（研究・国際交流担当）から、平成16年度海外先進教育研究実践支援プログラムの審査結果について、資料7に基づき、本学から申請した11件全てが採択された旨の報告があった。

イ 現代的教育ニーズ取り組み支援プログラムの審査結果について

議長から、平成16年度の現代的教育ニーズ取り組み支援プログラムの審査結果について、本学から申請した3件の教育プログラムは採択されなかった旨の報告があった。

加えて、中期目標・中期計画の評価の際に、学部・大学院単位での採択された教育プログラムが6年間で1件もない場合にどのような評価を受けるのかと懸念しており、来年度の申請に向けて今から準備願いたい旨の要請があった。

ウ 知的財産の管理・運用に関する説明会の開催について

理事（社会貢献・情報担当）から、長崎大学における知的財産の管理・運用に関する知的財産委員会による説明会を、各部局に対し9月から10月にかけて行うことについて報告があった。

工 交通安全の注意喚起について

議長から、交通安全に関して、大要次のような注意喚起があった。

- 全国交通安全運動が、9月21日から9月30日まで実施されており、学内構成員には文書等により通知し、交通事故の防止を呼びかけている。

法人化前の国家公務員時代は人事院が定めた懲戒基準があり、交通違反に関する厳しい処分が課せられるようになっていたが、法人化に伴い労働基準法が適用されることとなり、法人が個人の交通違反に対して直接的には処分できなくなった。

しかしながら、国立大学法人は公的資金で運営されており、職員の不祥事に対する社会的批判は民間レベルとは異なっている。今後も深刻な交通違反事案については、民間のように全く個人的な問題として済ます訳にはいかず、法人として厳しい対処が求められるものと考えているので、改めて交通安全に努めるよう指導願いたい。

オ 部課長の異動について

事務局長から、9月30日付けで退職する学生支援部長、及び10月1日付けで転出する財務課長の紹介があり、各自から挨拶があった。

カ 10月及び11月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、10月及び11月の教育研究評議会の開催日時について連絡があった。

以上